平成２４年（フ）第３９４号
群馬県前橋市富士見町時沢2037番地２
債務者　都丸　祐子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　信二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
千葉県成田市加良部５―12―４　307号、住民票上の住所福島県郡山市小原田１丁目22番11号
債務者　島　　正光
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２４号
山口県下関市小月本町２丁目15番９号
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　弘彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月21日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県姫路市西庄甲５番地１
債務者　中澤　絹子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０２号
広島市安佐北区深川２丁目52番４号
債務者　日野　宏明
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７号
神戸市西区伊川谷町有瀬817番地の１　702号、前住所神戸市西区伊川谷町別府114番地の11
債務者　住本　典雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
さいたま市浦和区木崎５丁目３番８号
債務者　木村　圭延
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁２番７―202号、前住所堺市南区桃山台４丁３番12―２号
債務者　溝部　忠司
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
愛知県海部郡蟹江町富吉２丁目131番地、従前の住所愛知県海部郡蟹江町蟹江新田字太郎右エ山67番地１
債務者　飯田　正樹
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深津　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地22―407号
債務者　森川　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４９９号
愛知県半田市白山町５丁目213番地の11、従前の住所名古屋市中村区若宮町１丁目28番地の８キャッスル若宮302号
債務者　安井慎太郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　憲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３５号
名古屋市中村区太閤３―４―16　三浦ビル201、住民票上の住所名古屋市中村区竹橋町９番６号
債務者　種村　勝詮
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３６号
名古屋市中村区太閤５丁目４番21号
債務者　種村むつ子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
債務者　岡村　**隆**幸
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８号
京都府舞鶴市字京田267番地１―Ｂ202号
債務者　和田　員之
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係